

【東堀・西堀・古町通ゾーン】景観形成基準

対象事項		景観形成基準（行為制限）											
建築物	高さ	○市道中央３－８０号線の道路中心線より南側の敷地は、敷地地盤面から４０メートル以下、市道中央３－８０号線の道路中心線から北側の敷地は、敷地地盤面から３０メートル以下とすること。ただし、この特別区域施行の際、これを超えていた建築物の増築又は改築については、既存の高さを超えないこと。											
	配置	○歴史的建築物の壁面の位置は、建築当初の位置を維持し、又はその位置が改変されている場合は復原を基本とすること。											
	形態意匠及び色彩	○歴史的建築物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的建築物以外の建築物は、当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的建築物で用いられる意匠の安易な模倣は避けること。 ○歴史的建築物の外壁は、古町花街建築の特徴である縦羽目板張りなど、建築当初に使用された素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の軒及び庇は、古町花街建築の特徴である軒裏及び庇裏の垂木表しなど、建築当初に使用されている素材や工法による維持や復原を基本とすること。 ○歴史的建築物の屋根形状は、建築当初の形状を維持し、又はその形状が改変されている場合は復原を基本とすること。歴史的建築物以外の屋根形状は、二方向以上に流れる勾配屋根とするよう努めること。 ○歴史的建築物の細部意匠は、古町花街建築の特徴である曲面上裏、透かし彫りの欄間細工、開口部の目隠し板や格子など、建築当初に使用された意匠の維持や復原を基本とすること。 ○木材、漆くい、石、日本瓦その他の当該区域内にある歴史的建築物の建築当初に使用されていた自然素材等を積極的に用いるよう努めること。自然素材等を使用しない場合は、過度な光沢のないものとする。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。 <table><tr><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>無彩色</td><td>２以上９以下</td><td>－</td></tr><tr><td>１０Ｒ～５Ｙ</td><td rowspan="2">２以上８．５以下</td><td>４以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>２以下</td></tr></table> ●東堀・西堀・古町通ゾーンの外壁の強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を２階以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する外壁面の２階以下の部分の面積の２０分の１以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的建築物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。 ○外部に面する建具の色彩は、茶系又は黒褐色系を基本とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原場合の色彩は、この限りではない。 ○勾配屋根や庇の色彩は、黒又はグレー系を基本とし、銅板の場合は、素材色又は緑青色とすること。ただし、歴史的建築物の外観を復原場合の色彩は、この限りではない。 ○色数は、できる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相：色あい、明度：明るさ、彩度：あざやかさ）の対比が強くないよう努めること。	色相	明度	彩度	無彩色	２以上９以下	－	１０Ｒ～５Ｙ	２以上８．５以下	４以下	上記以外	２以下
	色相	明度	彩度										
無彩色	２以上９以下	－											
１０Ｒ～５Ｙ	２以上８．５以下	４以下											
上記以外		２以下											
特定屋内広告物	●東堀・西堀・古町通ゾーンの特定屋内広告物は、地上からの高さ１０メートル以下の部分にあっては、一の開口部の面積に対する当該開口部における１営業所等あたりの表示面積の合計の割合を４分の１以内とすることとし、地上からの高さ１０メートルを超える部分にあっては、表示しないものとする。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、可変表示式広告物を表示又は設置しないこと。ただし、１基につき０．５平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、ネオン照明その他これに類する照明を使用しないこと。ただし、１基につき０．５平方メートルを超えないものは、この限りでない。 ○点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りでない。												
建築設備等	○室外機、屋外配管及び太陽光発電設備その他の建築設備並びに屋外階段は、道路から見える位置に設置しないよう努めること。ただし、やむを得ず道路から見える位置に設置する場合には、歴史的なまちなみと調和した色彩、目隠しその他の意匠により修景するよう努めること。 ○架空の不要な電線類は、撤去するよう努めること。 ○照明の色温度は、３，０００ケルビン以下を基本とすること。 ○点滅・回転する照明及び輝度に変化する照明を使用しないこと。ただし、法令に基づくもの及び警告又は交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要なものは、この限りではない。												

		○建築物や植栽のライトアップ、行灯・提灯などの明かりの工夫などにより、明るすぎず、暗すぎることのない、風情ある夜間景観の創出に努めること。 ○照明器具や光源が見えない工夫及び間接光や拡散光による柔らかい灯りによる演出の工夫に努めること。											
	外構	○歴史的建築物に門、塀又は庭等がある場合は、維持や復原するよう努めること。											
工 作 物	形態意匠及び色彩	○歴史的工作物は、建築当初の外観を尊重して維持や復原をすること。ただし、これが難しい場合は、歴史的なまちなみに調和した素材や工法を採用すること。 ○歴史的な工作物以外の工作物は、当該区域内にある歴史的な工作物の建築当初に使用されていた素材や色彩を使用するなど、歴史的なまちなみに調和した外観とすること。ただし、歴史的な工作物で用いられる意匠の安易な模倣は、避けること。 ○アンテナや通信用鉄塔等は、できるだけ高さを抑え、形状を細くし、道路から見えにくい位置に設置すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンの色彩（強調色を除く）は、マンセル値によるものとし、次の表のとおりとすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的な工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。 <table border="1"> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>2 以上 9 以下</td><td>－</td></tr> <tr> <td>10R～5Y</td><td rowspan="2">2 以上 8. 5 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr> </table> ●東堀・西堀・古町通ゾーンの強調色（アクセントカラー）は、色相、明度及び彩度を限定せず、使用部分を7メートル以下の部分に限るものとし、その使用面積（複数の強調色を使用する場合は、その合計面積）は、使用する7メートル以下の部分の面積の20分の1以下とすること。ただし、着色を施していない木材若しくは漆くいの色彩又は歴史的な工作物の外観を復原する場合の色彩は、この限りではない。	色相	明度	彩度	無彩色	2 以上 9 以下	－	10R～5Y	2 以上 8. 5 以下	4 以下	上記以外	2 以下
色相	明度	彩度											
無彩色	2 以上 9 以下	－											
10R～5Y	2 以上 8. 5 以下	4 以下											
上記以外		2 以下											
木竹		○既存の植栽は、適切に維持管理すること。 ●東堀・西堀・古町通ゾーンでは、地域にあった樹木などにより四季の演出を考慮した植栽に努めること。											

- 注1 ○は新道ゾーン及び東堀・西堀・古町通ゾーン共通の基準、●はそれぞれのゾーンごとの基準を示す。
- 2 歴史的建築物とは、建築基準法施行の際、現に存する建築物をいう。
- 3 歴史的な工作物とは、建築基準法施行の際、現に存する工作物をいう。
- 4 特定屋内広告物とは、次に掲げるものをいう。
- （1） 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられたガラスその他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等
- （2） 建築物の内側において建築物に定着させて表示するもののうち、専ら屋外の公衆に表示する目的をもって、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示する広告物等
- 5 可変表示式広告物とは、電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。